

(略)

東京都監査委員	山	加	朱	美
同	吉	倉	正	美
同	友	渕	宗	治
同	筆	谷		勇
同	岩	田	喜	美枝

平成28年4月13日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。よって、法第242条第4項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

#### 記

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補てんの措置等を請求できるものである。

また、請求期間について、法第242条第2項では、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることはできないとされ、正当な理由があるときはこの限りでないとしている。

本件請求において、請求人は、用地測量委託契約（以下、「本件契約」という。）の測量対象地域には、本件契約に係る道路整備事業に反対している住民が多く、測量対象地域の土地所有者の多数が、特記仕様書に記載のある立会、署名を行っていないことが考えられることから、本件契約の一部が完了していないにもかかわらず、本件契約金額の全額を支出すること（以下、「本件支出」という。）は違法・不当であるとして、その金額の一部返還を求めているものと解される。

ところで、本件請求のあった平成28年4月13日は、本件支出があった平成27年4月8日から既に1年を経過している。

本件請求は、請求人が平成28年3月15日に都監査委員に対し監査を求め、同年4月8日、請求の見解を証する書面がなく、請求人の主張が違法性・不当性を摘示しているとは認められないとの理由で監査を実施しないとされたため、請求人は自身の見解の根拠を示す「申立書」を添付し、4月13日に請求を行ったものである。こうした経緯はあるものの、請求人が行った二つの請求は、それぞれ別個の請求であり、これを連続した一つの請求とみなすことはできない。

そもそも住民監査請求は、住民自らの発意により監査を求めることができる制度であり、監査を求める時期は請求人に委ねられている。そして、法第242条第2項で請求期間の制限を設けた趣旨は、昭和63年4月22日最高裁判例によれば、「普通地方公共団体の執行機関・職員の財務会計上の行為は、たとえそれが違法・不当なものであった

としても、いつまでも監査請求ないし住民訴訟の対象となり得るとしておくことが法的安定性を損ない好ましくないとして、監査請求の期間を定めた。」としており、同条同項のただし書にある正当な理由については、「特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきもの」であるとしている。

これらのことを鑑みると本件請求は、法第242条第2項で定める請求期間を経過しているとして解さざるを得ない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。